

# おもちゃの規格試験について



乳幼児に使用されるおもちゃについては、接触及び舐めることによって健康を損なう恐れがあることから、食品衛生法 第62条において乳幼児が接触する可能性のあるおもちゃについて、規格基準が定められています。

## 【規格基準について】

食品、及び食品添加物の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の第4おもちゃでは、おもちゃ又はその原料の規格とおもちゃの製造基準の2種類の規格が設けられています（各規格の詳細は別紙参照）。

### おもちゃ又はその原材料の規格（一部抜粋）

うつし絵、折り紙、ゴム製おしゃぶり、おもちゃの塗膜、ポリ塩化ビニル主体材料、可塑化された材料、ポリエチレン主体材料、金属アクセサリ

### おもちゃの製造基準

着色料（食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料以外を使用する場合に限る）

## 【フタル酸エステルの追加について】

おもちゃの規格では、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）及びフタル酸ジisonil（DINP）の2種類のフタル酸エステルが規制されていましたが、諸外国の動向を踏まえて、平成22年9月6日付けで（平成22年厚生労働省告示第336号）規格の一部を改正し、新たにフタル酸ジ-n-ブチル（DBP）、フタル酸ベンジルブチル（BBP）、フタル酸ジisonデシル（DIDP）、フタル酸ジ-n-オクチル（DNOP）の4種類のフタル酸エステルが規格に追加されました。

当社は、食品衛生法に基づくおもちゃの分析だけでなく、欧州玩具安全規格の EN71 part3 や、欧州指令 2005/84/EC（フタル酸エステル類）の分析にも対応しております。特に EN71 part3 に関しては ISO/IEC17025 の試験所認定を取得しておりますので、国際的に通用する報告書の発行も可能となっております。

詳しくは、当社 **環境分析部 加藤(吉)、神村（フリーダイヤル0120-01-2590 内線346、363）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析



## おもちゃの規格試験について (別紙 1)



The Knights

## 第4 A おもちゃ及び原材料の規格-1

## 1. うつし絵

項目		規格
溶出試験	重金属 (鉛として)	比較液の呈色より濃くてはならない (1 $\mu$ g/ml 以下)
	ヒ素	標準色より濃くてはならない (0.1 $\mu$ g/ml 以下)

## 2. 折り紙

項目		規格
溶出試験	重金属 (鉛として)	比較液の呈色より濃くてはならない (1 $\mu$ g/ml 以下)
	ヒ素	標準色より濃くてはならない (0.1 $\mu$ g/ml 以下)

## 3. ゴム製おしゃぶり

項目		規格
材質試験	カドミウム	10 $\mu$ g/g 以下
	鉛	10 $\mu$ g/g 以下
溶出試験	フェノール	5 $\mu$ g/ml 以下
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約 4 $\mu$ g/ml 以下)
	亜鉛	5 $\mu$ g/ml 以下
	蒸発残留物	40 $\mu$ g/ml 以下
	重金属 (鉛として)	比較液の呈色より濃くてはならない (1 $\mu$ g/ml 以下)

## 4. おもちゃの塗膜

項目		規格
溶出試験	カドミウム	75 $\mu$ g/g 以下
	鉛	90 $\mu$ g/g 以下
	ヒ素	25 $\mu$ g/g 以下

## 5. ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜

項目		規格
溶出試験	過マンガン酸カリウム消費量	50 $\mu$ g/ml 以下
	蒸発残留物	50 $\mu$ g/ml 以下
	カドミウム	75 $\mu$ g/g 以下
	鉛	90 $\mu$ g/g 以下
	ヒ素	25 $\mu$ g/g 以下

## 6. ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分 (塗膜を除く)

項目		規格
溶出試験	過マンガン酸カリウム消費量	50 $\mu$ g/ml 以下
	蒸発残留物	50 $\mu$ g/ml 以下
	カドミウム	75 $\mu$ g/g 以下
	鉛	90 $\mu$ g/g 以下
	ヒ素	25 $\mu$ g/g 以下

## ■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦ アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧ EU規制物質の化学分析

## おもちゃの規格試験について (別紙 2)



The Knights

## 第4 A おもちゃ及び原材料の規格-2

## 7. 可塑化された材料からなる部分

項目		規格
材質 試験	DBP	0.1%以下
	DEHP	0.1%以下
	BBP	0.1%以下

8. 食品衛生法施行規則第 78 条第 1 号に規定するおもちゃ<sup>※1</sup>

項目		規格
材質 試験	DINP (フタル酸ジイソノニル)	DINP を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を使用してはならない (0.1%以下)

※1: 乳幼児の口に接触する事を本質としない部分が対象

## 9. 乳幼児が口に接触することを本質とする部分の可塑化された材料からなる部分

項目		規格
材質 試験	DBP (フタル酸ジ-n-ブチル)	0.1%以下
	DEHP (フタル酸ビス (2-エチルヘキシル))	0.1%以下
	BBP (フタル酸ベンジルブチル)	0.1%以下
	DIDP (フタル酸ジイソデシル)	0.1%以下
	DINP (フタル酸ジイソノニル)	0.1%以下
	DNOP (フタル酸ジ-n-オクチル)	0.1%以下

## 10. ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分 (塗膜を除く)

項目		規格
溶出 試験	過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu$ g/ml 以下
	重金属(鉛として)	比較標準液の呈する色より濃くしてはならない (1 $\mu$ g/ml 以下)
	蒸発残留物	30 $\mu$ g/ml 以下
	ヒ素	標準色より濃くしてはならない (0.1 $\mu$ g/ml 以下)

## 11. 金属製のアクセサリ玩具

項目		規格
溶出試験	鉛	90 $\mu$ g/g 以下

## 第4 B おもちゃの製造基準

項目		規格
溶出 試験	着色料の溶出	着色料の溶出が認められてはならない
	着色料の同定 <sup>※2</sup>	着色料の溶出試験に適合しない着色料については、食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる着色料以外は使用してはならない。

※2: 着色料が溶出したときの確認試験

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析